

「公園茶屋」
事業者募集要項

令和 7 年 3 月
中津市耶馬溪支所地域振興課

1 募集の趣旨

「公園茶屋」は、四季折々の樹木と花々の美しさを一年を通じて楽しむことができる「溪石園」に隣接する場所に、同施設を訪れる観光客の憩いの場兼休憩施設として昭和62年に建設されました。

市では、民間事業者のノウハウを活かし、「公園茶屋」の既存建物の有効活用を図るため、この施設を最長令和12年3月末まで使用許可し、地域に貢献できる活用事業者を公募することとしました。

応募される事業者は、本公募要項において、内容を十分把握したうえでご応募ください。

2 主な募集手続きの流れ

公 募 (H P)	令和7年3月 5日 (水) ~
質 問 受 付 期 間	令和7年3月 7日 (金) ~3月17日 (月)
応 募 受 付 期 間	令和7年3月 7日 (金) ~3月31日 (月)
ヒ ア リ ン グ	令和7年4月上旬 (省略可)
事 業 者 の 決 定	令和7年4月下旬
使 用 許 可 書 発 行	令和7年8月 1日 (金)

※上記スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

3 物件

	所在地	構造・地目	面積
建物	中津市耶馬溪町大字大島 2282 番地 1	木造平屋建	141.00 m ² (※)
土地	中津市耶馬溪町大字大島 2282 番地 1	宅地	332.00 m ²
備品	中津市耶馬溪町大字大島 2282 番地 1	食堂・厨房機器一式	

※使用許可の範囲は別紙図面の枠内部分とします。

4 使用許可条件

(1) 使用許可期間

使用を許可する期間は、許可決定から令和8年3月31日までで、期間の更新期限は最長令和12年3月末までとします。なお、使用許可期間の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2か月前までに、書面をもって申請しなければなりません。

ただし、「溪石園公園施設の設置及び管理に関する条例」第9条に該当する場合及び、許可期間内に当該施設の改修や解体等により使用できない状況になった場合は、使用の許可を取り消す場合があります。

(2) 使用許可条件

①事業内容としては耶馬溪観光に寄与する内容であることとし、飲食の提供業務、物品の販売業務等を行って頂きます。なお、使用許可後も逸脱が認められる場合は、使用を取り消します。

②使用許可の対象範囲は、「上記3物件」で示す建物・土地等のすべてとします。一部だけを使用する提案はできません。

(3) 使用料

当該施設使用に係る使用料は、溪石園公園施設の設置及び管理に関する条例に定める額(1月当たり 31,420 円を超えない範囲内)とします。ただし、事業計画の提案内容(施設改修費、休憩所運營業務等)の公益性が高く、使用料の対価として、役務等の提供を観光客等に行うと認められる場合は応分の使用料を減額します。

(4) 経費等の負担等

- ①入所、退所にかかる費用は事業者の負担とします。
- ②事業実施のために必要となる施設整備について、事業者は自らの資金負担により行うものとします。
- ③施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要な修繕について、事業者は自らの資金負担により行うものとします。
- ④使用許可期間内に行った施設の修繕や改修においては、使用許可期間終了後に原状回復の必要はありません。
- ⑤使用許可期間内に持ち込んだ動産については、使用許可期間終了後に施設から持ち出していただきます。
- ⑥使用許可取り消しとなった際に、それまで事業者が行った施設の修繕や改修の費用を、事業者へお支払いすることはありません。
- ⑦事業者が施設改修を行った際、その改修不備に起因した損害を市民に与えた場合の責任の所在は事業者側とします。

(5) 使用許可書

決定者には、中津市より当該施設に関する「使用許可書」を令和7年8月1日に発行します。

(6) その他

転貸や不法行為は禁止します。その他の使用上の制限については、事業者と協議します。

5 応募

(1) 応募の資格

- ①法人その他の団体及び任意団体(以下「団体」という。)であること。(法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。)
- ②応募者の制限
 - 次の条件を満たす団体に限ります。
 - ア) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがない団体であること。
 - イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない団体であること。
 - ウ) 中津市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。
 - エ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない団体であること。
 - オ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にない団体であること。

(2) 複数の団体での共同申請

複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による申請の場合には、次の点に留意してください。

- ①グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。
- ②グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできません。

(3) 応募に当たっての留意事項

応募に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、ご注意ください。

- ①応募のために要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ②提出する書類の作成にあたっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用してください。
- ③提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ④提出された書類の追加、差し替え、訂正等はありません。
- ⑤提出された書類に係る著作権は作成者に帰属しますが、中津市情報公開条例（平成元年10月1日中津市条例第35号）に基づく情報公開や募集結果の公表等のために必要書類を公表する場合があります。この場合、中津市は、著作権者の同意を得ることなく無償で利用できるものとします。

(4) 応募の辞退

8（1）に記載する応募に必要な書類の提出後、募集手続の途中で辞退する方（グループによる応募の場合は、代表者）は、応募辞退届（様式第8号）を担当・受付窓口まで持参してください。なお、グループによる応募で辞退者が現れた場合は、一旦当該共同応募を辞退し、8（2）に記載する受付期間内に新たな構成員でグループによる応募をしてください。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、これを無効とします。

- ①応募に必要な資格が無い者がした応募
- ②同一応募者が2つ以上の応募をしたときは、その全部の応募
- ③強迫による応募
- ④その他応募に関する条件に違反した者
- ⑤グループによる応募の場合は、構成員の1者が①から⑤のいずれかに該当した場合は、当該共同応募は無効とします。

6 質疑応答

(1) 受付方法

事業者公募要項等に関して質問がある方（グループによる応募の場合は、代表者）は、次の受付期間内に「質問書（様式第9号）」に質問及び必要事項を記入の上、10に記載するEメールアドレス宛てに送付してください。（FAX可、要着信確認）件名は【質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

(2) 質問受付期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月17日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

質問及び回答は、全ての応募者に共有します。なお、簡易なものや単なる意見の表明と解されるもの等については、共有しないことがあります。

7 応募書類の受付

(1) 応募に必要な書類

この募集に応募される方（グループによる応募の場合は、代表者）は、次に掲げる書類（以下「応募書類」という。）を2部準備し担当・受付窓口まで持参してください。

グループによる応募の場合は、各構成員について②から⑨に記載する全ての書類が必要です。

①使用許可申請書（様式第1号）

②応募団体の概要、誓約書（様式第2号）

③法人の場合は、法人税・消費税及び地方消費税の滞納がない証明、登記事項証明書 ※発行後3か月以内

④定款、規約その他これらに類する書類

⑤市税納付状況確認承諾書（様式第3号）

⑥当該施設利用に関する事業計画書（様式第4号）

⑦事業実施に必要な施設改修計画（様式第5号）

⑧事業年度ごとの収支計画書（様式第6号）

⑨施設運営計画書（様式第7号）

⑩その他、類似事業等に係る実績書類（任意）

※必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 応募受付期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月31日（月）午後5時まで

※郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、令和7年3月31日（月）必着とします。

8 事業計画の提案

(1) 事業計画提案上の留意事項

事業計画の提案にあたっては、次の事項に留意してください。

①耶馬溪観光に寄与する内容であること。具体的には、休憩所運営業務、観光業務等になります。用途が逸脱すると判断される場合は、採択しません。なお、使用許可後も逸脱が認められる場合は、使用を取り消します。

②使用許可の対象範囲は、「1ページ3物件」で示す土地・建物のすべてとします。一部だけを使用する提案はできません。

③外観変更などをする場合には、使用許可の決定までに市と協議してください。

(2) 事業計画における順守事項

- ①事業実施のために必要となる施設整備について、事業者は自らの資金負担により行うものとします。
- ②施設を運営する期間を通じ、施設の運営及び維持管理並びに必要な修繕について、事業者は自らの資金負担により行うものとします。

9 審査

(1) 審査

応募書類及びヒアリング（必要に応じて）に基づき、審査・決定します。

なお、応募者が1者しかいない場合でも審査を行います。審査の結果、応募資格を有しないとされた場合は、「決定者なし」とします。

(2) 審査結果の通知

令和7年4月下旬に、すべての応募者（グループによる応募の場合は、代表者）に対し、決定及び非決定を通知します。審査に関する質問や異議には一切応じません。

10 担当・受付窓口

中津市 耶馬溪支所 地域振興課

〒871-0405 中津市耶馬溪町大字柿坂138番地1

電話：0979-54-3111（内線243・245）

FAX：0979-54-2646

メール：yb-chiiki@city.nakatsu.lg.jp